

平成29年度第2回さいたま市入札監視・苦情検討委員会の会議概要

日時：平成30年3月20日（火）

午後2時00分から午後3時10分

場所：さいたま市役所 別館2階第4委員会室

出席者：青山委員長、大野委員、小林委員、高端委員、平澤委員

事務局：財政局長、契約管理部長、契約管理部参事、契約課長、契約課長補佐

水道局業務部長、管財課長、管財課副参事、管財課長補佐 他6名

審議概要

【報告第1号 入札制度の適正化について】

（委員）

3ページの4、低入札価格調査制度で、1者のみということだが、この選定基準は。

（事務局）

価格競争が主のため、低入札価格を一番下回った業者となります。その業者から、まず書類を提出してもらい、問題がなければ、その業者が落札ということになります。今までは、下回っていた業者全部からもらい、一番下の業者が落札ということでした。一番下の業者だけ提出してもらい、不合格であれば、次の業者に提出してもらおうという方式に変更しています。

【報告第2号 工事請負契約に関する入札及び契約状況について】

（委員）

公募型と参加意向確認型、市長部局も水道局も行っていないが、これは一般競争入札の参加拡大に移行しているためか。それとも何か方針の変更があったのか。

（事務局）

1千万円以上の案件については、基本的に一般競争入札を行っている関係から、昔は公募型、参加意向確認型を行っていましたが、時代の変化に伴い、一般競争入札につきましては、参加拡大型に移行しているという状況にあります。

【報告第3号 入札参加停止状況について】

意見・質問なし

【議案第1号 工事請負契約に係る審議（一般競争入札）】

（委員）

市長部局と水道局の案件で、同時期に同一の業者がくじの対象になっているが、情報の交換は行っているのか。同じ業者がくじで続けて落札となると公正とは言えないのではないか。

（事務局）

情報については、ある程度交換を行っています。しかし、総合的に調整するといったことはしていません。同じ業者が落札するといったことはあり得ます。

（委員）

業者としては、くじで落札できない可能性を考えて入札を繰り返していると思われるが、くじを行った結果、一つの業者に集中し、工事の実施が厳しくなるということがありえるのではないか。業者が今どれだけ請け負っているのかといったことは把握しているのか。

（事務局）

全国的な工事の施工状況については、受注するとコリンズに必ず入力しなくてはならない為、どのような形態で契約しているかは事前に把握することは可能です。

（委員）

市長部局と水道局での間での業者の情報交換はしていない。

（事務局）

案件ごとに異なることから、落札情報について交換は行っていますが、それに基づいて、業者を変えることはしていません。

（委員）

業者に制限をかけることに弊害はあるのか。

（事務局）

基本的に、くじ引きが多いということは懸案となっています。地方自治法で認められた正当なやり方ですが、発注サイドとしてくじに偏っている状況に対する対策として、事後公表等を行い、くじをなくしていこうという方向にあります。今のところ制限はかけるつもりはありません。市長部局と水道局の間で、情報は交換しつつ、入札の参加資格については同じになるようにしています。

（委員）

水道局のくじ引きが最多の案件は、設計金額を公表しているから、このような状況がでてくるということによろしいか。

（事務局）

設計金額ではなく、予定価格になります。

（委員）

偶然全者同じ数字だったが、今くじ引きが多い傾向なのか。他の案件でも同様の傾向なのか確認させていただきたい。

(事務局)

水道局では、くじ引きは数多く発生しています。事前公表では、多くの業者がくじ引きとなる確率が高く、事後公表では、それよりも低くなる傾向にあります。

基本的には、全件、事前公表ですが、27年度から少しずつ事後公表を行っています。市長部局のくじの発生率は、27年度は33%、28年度は39%、29年度は41%。全体848件のうち350件以上がくじという状況です。

(委員)

最低制限価格以内に収まっているのか。

(事務局)

ほぼ最低制限に近い金額での落札となっています。

(委員)

落札率は下がっているのか。

(事務局)

最低制限の割合が決まっていることから、90%より下の形で落札されている状況です。

(委員)

議案第1号その4の工事で4億を超える金額でも、同一金額入札でくじとしているが、これは積算が容易だったからか、それとも別の要因があるからか。

(事務局)

撤去工事で、予定金額を事前公表していたことから、10共同企業体中5共同企業体が同額でくじなってしまったと考えています。

【議案第2号 工事請負契約に係る審議（随意契約）】

(委員)

その1のように基幹システムがあってそれに付随して微調整が必要になると、基幹システムとの整合性関係で随意契約になることが多いかと思うが、随意契約にならないようにするための工夫や試み考えているのか。

(事務局)

著作権等の内容を開示していくべきだと思われませんが、業者が開示してくれることが少ない関係であり、それに対して何か対策を練るということは今のところ考えていません。

(委員)

必要性というところがメインと考えているということか。

(事務局)

システム関連は、随意契約が多数を占めています。なるべくできるものは競争入札に持っていきたいところですが、随意契約が多いというのは認めざるをえません。工事ではなく、委託部門がかなり占めている状況です。